

仕様書（案）

1 件名

ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針改定に伴う実態調査等業務委託

2 業務目的

大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針（以下「基本方針」という。）の改定に向けて、現計画の評価、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、現状と課題の分析、方針の検討を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 履行場所

大田区福祉部福祉管理課

5 委託内容

(1) おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議（以下「区民推進会議」という。）及びユニバーサルデザインのまちづくり庁内推進委員会（以下「庁内推進委員会」という。）の運営支援

※ 区民推進会議は3回、庁内推進委員会は3回を予定

ア 区民推進会議及び庁内推進委員会等の資料作成

イ 区民推進会議等の検討内容の企画補助等

ウ 区民推進会議及び庁内推進委員会等への出席

エ 区民推進会議の議事録の作成

(2) 現計画の評価

現在の基本方針及び大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）における課題や成果等の分析及び検証を行い、区民推進会議及び庁内推進委員会で報告する。

(3) 国や他自治体等の施策動向等の調査・整理

ユニバーサルデザインやバリアフリーを取り巻く国や他自治体等の施策動向等の調査及び整理をし、区民推進会議及び庁内推進委員会で報告する。

(4) アンケート調査の実施

ア 調査項目及び調査票の提案

現計画の評価や、国や他自治体等の施策動向をふまえ、調査項目及び調査対象者を区に提案する。

併せて、調査票のレイアウトも区に提案する。

イ 調査票・チラシの作成及び印刷

(ア) 調査対象者及び人数

区民及び区民推進会議参加団体（併せて4,000人程度）

(イ) 調査票の仕様

a 質問項目数20問、10ページ程度を想定

※ 質問項目数、ページ数は、別途区と協議すること。

b 調査票の印刷は再生紙を使用し、刷色は黒とする。ただし、調査対象ごとに用紙の色を分ける。

c 調査票の校正は3回程度行う。

d 印刷部数は合計4,000部とする。

(ウ) 調査票への記入を促すチラシの仕様

a 形状 A4判 1枚 両面 カラー

b 印刷部数は合計4,000部とする。

ウ 送付用封筒の印刷及び宛名ラベルの貼付

(ア) 送付用封筒の体裁は以下のとおりとする。

a 数量 4,000枚

b 様式等 形状や様式等については、別途、区と協議すること。

※封筒には音声コードを載せる等、視覚に障がいのある方が調査に回答できるようにする。

(イ) 区から受領した宛名情報により郵送用ラベルの作成及び貼付作業を行う。

※ 宛名情報の授受には万全を期し、記録媒体は手渡しにより行う。

エ 返送用封筒の作成

返送用封筒の体裁は以下のとおりとする。

(ア) 数量 4,000枚

(イ) 様式等 形状や様式等については、別途、区と協議すること。

(ウ) 返送先は大田区福祉部福祉管理課とする。

オ 調査票等の発送

発送及び回収に係る費用は、受託者が負担する。

調査票等発送後、個人情報を含む記録媒体は手渡して区に返却する。

カ 礼状兼督促状の作成、発送

(ア) 礼状兼督促状の体裁は以下のとおりとする。

a 数量 4,000枚

b 様式等 形状や様式等については、別途区と協議すること。

※礼状兼督促状には音声コードを載せる等、視覚に障がいのある方に配慮する。

- (イ) 区から受領した宛名情報により郵送用ラベルの作成及び貼付作業を行う。
- (ウ) 礼状兼督促状の発送に係る費用は、受託者が負担する。
- キ 回答調査票の授受
 - 調査票は区から受託者へ送付する(送付費用は受託者が負担)か、受託者が引き取りに来るものとする。
- (5) Web 調査について
 - 区は Web フォームでも調査回答を受け付け、回答結果を受託者に送付する。受託者は、Web フォームから得られた調査回答について、調査結果を取りまとめ、集計する。
- (6) 関係団体等へのヒアリング調査
 - 見えない課題を抱える方は、全員共通の紙面等のアンケート調査だけでは実態を把握しにくいいため、関係団体等へのヒアリング(10 団体程度)により把握する。ヒアリングを実施するにあたり、ヒアリング先との日程調整、ヒアリング実施、記録作成を行う。
- (7) 調査結果の集計・分析
 - ア 集計
 - (ア) 回答期限後、一定期間(概ね1 か月)内に回答のあったものも集計の対象とする。
 - (イ) 設問項目ごとの単純集計及び基本属性とのクロス集計を行う。
 - (ウ) 区からの指示、又は受託者からの提案により、設問項目間の有効なクロス集計及び生活圏域(特別出張所・地域庁舎所管)や属性ごとの集計を行う。
 - (エ) 調査票の自由回答欄を分類整理し、まとめる。
 - イ 分析
 - (ア) 調査対象ごとの調査目的、調査のねらい等に沿った分析を行う。
 - (イ) 必要に応じて、生活圏域や属性ごとの分析を行う。
 - (ウ) 国、東京都、他自治体のデータとの比較分析を行う。
 - (エ) データ分析後、アンケート用紙を区に返却する。
- (8) 調査報告書の作成及び印刷
 - ア 成果品の体裁は以下のとおりとする。
 - (ア) 名称 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針改定に伴う実態調査報告書
 - (イ) 形状 A 4 判、100 ページ程度
 - (ウ) 数量 200 部
 - (エ) 表紙・本文 再生紙使用、モノクロ印刷、音声コード埋込み(表紙のみ)

(オ) 版下原稿 (紙) 1部

(カ) 電子媒体 1式

イ 校正は3回程度行う。

(9) 計画策定に向けた支援

ア 基本方針の改定のために必要な情報提供や提案、改定に向けた支援を適宜行い、必要に応じて打合せ等に参加する。

イ 推計等の資料作成過程の基礎データについて、区がその資料を必要とするときは、文書や数値で提示する。

6 作業スケジュール (予定)

①	調査項目検討	契約締結日～6月30日
②	調査票の作成・修正	7月～8月頃
③	発送準備	8～10月頃
④	調査実施	11月上旬～12月下旬頃
⑤	調査結果の概要資料作成	令和8年1月頃
⑥	集計・分析・報告	令和8年3月まで
⑦	報告書等成果物納品	令和8年3月19日

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

7 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

8 個人情報の扱い、守秘義務等

(1) 受託者は、本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、このことは本委託契約終了後も同様とし、従事要員についても遵守させること。

(2) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。

(3) 受託者は、本業務で知り得た情報の取り扱いについて、区による監査、検査に応じ、協力しなければならない。

(4) 受託者は、本業務履行において発生した重大な情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産への侵害が発生した場合又はおそれがある場合において、区がその事実を公表することを承諾しなければならない。

(5) 受託者は、個人情報を含む記録媒体や、アンケート用紙を保管する際は、鍵付きの書庫等で施錠して保管すること。

9 損害賠償責任

受託者は当業務の遂行に当たり、受託者の責めに帰する事由により区又は第三者に損害を与えた場合は、次のとおり区に報告するとともにその損害を賠償する義務を負うものとする。ただし善良なる管理者の注意をもってしても損害が生じたであろうと認められるときは、この限りではない。

- (1) 受託者は、委託業務の実施に際して生じた諸事故に対して責任を負い、区に発生原因、経過、被害の内容等を速やかに報告すること。
- (2) 受託者が契約内容に違反し、又は故意若しくは重大な過失により区に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として区に支払わなければならない。
- (3) 区は、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、受託者に対して賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

10 その他

- (1) 受託者は、区の委託目的及び調査の意図を十分に理解したうえで作業にあたること。不明な点が生じた時は速やかに区に確認すること。
- (2) 本仕様でない調査であっても、本委託目的を達成するために必要なものであれば、区に対しこれを積極的に提言すること。
- (3) 調査の実施に伴い、受託者が区の有する資料・情報を必要とするときは事前に区に申し出ること。区はその必要性を認めたとき、これを受託者に提供する。
- (4) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (5) 受託者は業務の実施にあたり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。また、契約期間中に国等から示される指針があった場合及び国等から示されている指針等に変更があった場合は、当該指針等を遵守すること。これにより、必要な場合はスケジュールを見直すものとする。
- (6) 本業務に関わる契約の終了後、個人情報を含むデータ、資料に関しては、区に全て渡し、機器に残ったデータ等は全て削除すること。ただし、契約を引き続き継続する場合は、その限りではない。
- (7) 本委託業務遂行のために必要な資料は、区から提供するが、当該資料及び成果については、区の許可なく外部に提供しないこと。
- (8) 成果品の著作権は区に帰属する。
- (9) その他本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。